



女性のための地域生活情報紙

リビング大阪

フジサンケイグループ

2012年3月17日 618号

無料/土曜日発行 次回発行は3月24日です

リビング新聞は—
●木曜日または金曜日にリビングレディがお届けしています
●再生紙を使用しています

発行/サンケイリビング新聞社
紙面の無断転載を禁じます

Check!
3面

意外に知らない!
お薬の話

漢方処方ダイエット薬

選び方などの注意点は?

Check!
10面



Wチャンスプレゼント当選者発表!

応募総数32万4784通の中から82人が当選



～私たちの幸せな今 & 未来のために～

WE LOVE 40's PROJECT 第11弾

「相続」なんて、まだまだ関係ないと思っていませんか? 住宅ローンや子供の教育費で手いっぱい、かつ親は健在という40'sミセスの多くにとっては、リアリティーのない話題でしょう。でもいざというときに、大慌てするもの。今のうちから心構えそして、対策を考えておきませんか。

40代から考える相続のトラブル対策

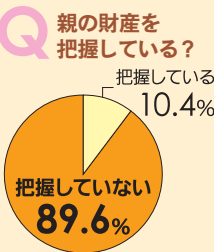
“争続”するのは ご勘弁!!

いざ
というとき
大慌てしたくない

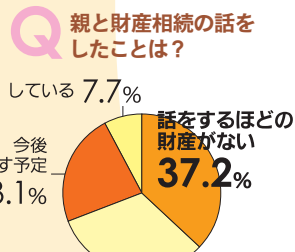
税金不要でも相続はある—

残りそうなのは家だけ…
どうやって分けるの?

「一般的に相続を経験するのは、一生に2回程程度」とは、税理士の長嶋佳明さん。少なくとも親から、また配偶者から自分へというパターンが多そうです。長嶋さんは「相続対策と、相続税対策は別もの。課税されない程度の資産であって、また逆に借金までも含めて相続は発生します。そして、争続に…」

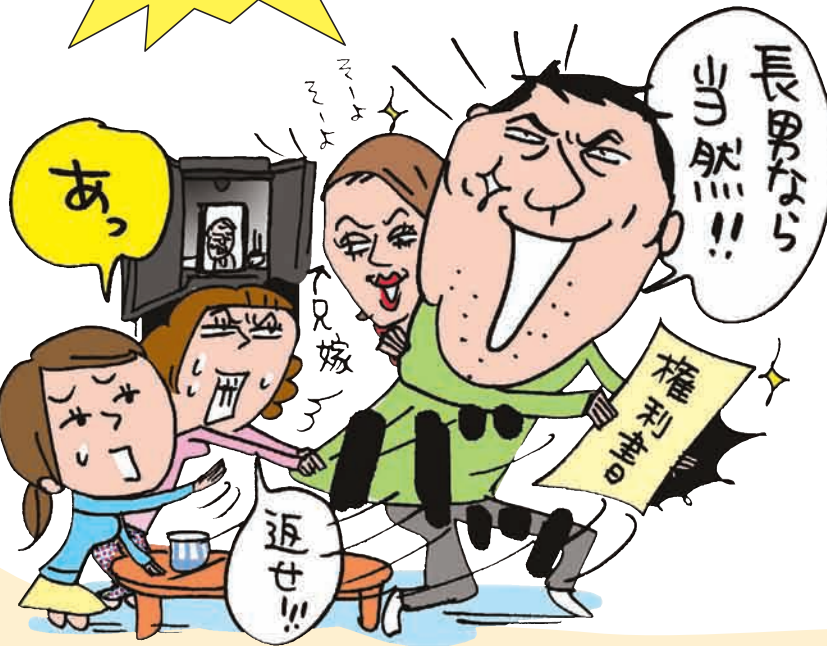


※アンケート結果は2月2日～8日にえるこみ、めるリビングで実施分から、回答数185から40代を抽出



話をする予定はない 32.1%

◀ 2面へつづく



＜専門家アドバイス＞

弁護士
小島幸保さん
2000年に弁護士登録。2006年、大阪市内に小島法律事務所を開設。同年からNHK「バラエティー生活笑百科」に出演。執筆、講演などもこなす



税理士・CFP
長嶋佳明さん
2007年、芦屋市に長嶋佳明税理士事務所を開設。相続を専門とし、業務をこなしながら、セミナー講師としても活動



負の財産も相続の対象 借金のことなんて 聞いていなかった!

予期せぬもめ事や、借金を負わないために必要なのは、親の財産(経済状態)を確認しておくこと。「有名な急死のニユースなど世間話を利用して、人生何があるかわからないから、一度整理しておかない?」と、持ちかけては「と小島さんはアドバイス。また、長嶋さんは「年金はいくらもらっている? やっていきそう?」と、自ら実践した方法を勧めます。そして、病気になる場合の入院費用など、子供の

兄弟姉妹の主張には“メモ”で対抗 私が面倒を見ていたのに 権利ばかり主張しないで

「争続」になる背景には、現代ならではの家族関係も。「遠距離で暮らすことが多く、兄弟姉妹で話し合う機会がありません。また昔の長男のような「まとめ役、もいなし」(長嶋さん)。「昔は誰かが世話を引き受け、体力・金銭面を負担していることがはつきり見えました。今は介護保険制度などの助けもあって、身が見えにくい。世話をしている人が、親の銀行